

「指定就労定着支援事業」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人田原市社会福祉協議会
所在地	愛知県田原市赤石二丁目2番地
電話／FAX	0531-23-0610 / 0531-23-3970
代表者氏名	会長 山田貴三
設立年月	昭和42年4月

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定就労定着支援事業 平成30年9月1日指定 愛知県2319100174号
事業所の名称	田原市社協就労定着支援事業所
事業所の所在地	愛知県田原市赤石二丁目2番地
電話／FAX	0531-23-0610 / 0531-23-3970
管理者氏名	山田佳江
サービス管理 責任者	山田佳江
対象者	身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者（18歳未満の者は除く）
開設年月	平成30年9月

3. 事業実施地域

田原市及びその近隣

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。）
営業時間	月～金 8時30分～17時15分 なお必要に応じ営業時間以外も随時対応する。
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時15分 なお必要に応じ営業時間以外も随時対応する。

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	備考
1. 管理者	1		0.2	
2. サービス管理責任者	1		0.2	
3. 就労定着支援員	1		0.4	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. サービス提供の内容

（1）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
対面による相談支援、指導及び援助	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	月に1回以上、雇用先の事業所の事業主を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。
サービス利用中に離職する者への支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者が他の通常の事業所への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者やその他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者やその他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
サービス終了後の支援体制	契約終了後については、雇用先企業と障害者職業・生活支援センター、障害者総合相談センター就労支援専門員等とサービス管理責任者を責任者として中心となり情報共有を行い指針の策定、記録の作成、保存をし利用者が安心して働き続けられるように会議を実施します。

（2）訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
就労支援の必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費負担

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に配布いたします。

7. サービス利用料金

（１）訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。これを、定率負担または利用者負担額といいます。また、国が定める基準に基づき各種加算を算定する場合には、利用者に対して説明し、同意を得たうえで算定します。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）利用料金のお支払方法

前記（１）の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求しますので、所定の期日までに現金または振込でお支払下さい。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

（１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8：30～17：15 です。

（２）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供をいたします。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変時等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：

緊急連絡先②	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：
--------	----------------------------------

10. 要望、苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所ご利用相談窓口	窓口担当者：山田佳江 解決責任者：管理責任者 山田佳江 受付時間：月～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0531-23-0610 FAX：0531-23-3970
-------------	--

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任しています。利用者は、当事業所への意見や要望を第三者委員に申立てることもできます。

氏名	住所・電話番号
小久保和之 (田原市民生児童委員協議会副会長)	愛知県田原市堀切町瀬古畑 58 電話番号：0531-35-6593
廣中清介 (田原市行政相談委員)	愛知県田原市田原町萱町 60 番地 1 電話番号：0531-22-0041

その他苦情受付機関

田原市役所福祉部 地域福祉課 障害福祉係	所在地：愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1 電話番号：0531-23-3697 FAX番号：0531-23-3545 受付時間：月～金曜日 8：30～17：15
愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：愛知県名古屋市東区丸白壁一丁目 50 番地 電話番号：052-212-5515 FAX番号：052-212-5514 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	窓口担当者：山田佳江 受付時間：月～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0531-27-6311 FAX：0531-23-3970
------------------	--

11. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施は行っておりません。

12. 事故発生時の対応について

- (1) サービスの提供に起因する事故が発生した場合には、ご利用者等・ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ、担当の相談支援事業所及び所管の行政機関に報告します。
- (2) サービスの提供に伴って、事業所の責任となる事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 契約の終了について

当事業所の円滑な運営や他の利用者の安全に重大な支障を及ぼす行為が認められた場合、支援の継続が困難であると判断し、利用を終了させていただくことがあります。（暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の迷惑行為に該当する行為を行った場合）

1 4. 事故発生時の対応について

サービスの提供に起因する事故が発生した場合には、ご利用者等・ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ、担当の相談支援事業所及び所管の行政機関に報告します。

（2）サービスの提供に伴って、事業所の責任となる事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス就労移行支援事業 田原市社協就労定着支援事業所の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 田原市社協就労定着支援事業所
説明者職名 サービス管理責任者 氏名 山田佳江

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス就労定着支援事業の提供及び利用開始に同意しました。

利用者住所
氏名

契約者住所
氏名
続柄

※この重要事項説明書は、関係省令の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--